

# Abeanary 通信

～トピックス～

1. 資本的支出と修繕費の区分
2. 税務カレンダー（2025年2月、3月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



経営者の名言シリーズ

## 十回やれば九回失敗している

柳井正（ファーストリテイリング代表取締役会長兼社長）

※経営者100の言葉より引用

### 資本的支出と修繕費の区分

適正な税務申告には、固定資産の修繕や改良に要する費用の区分が重要です。実務では、「資本的支出」と「修繕費」の明確な区分が難しいケースが多く、特に機能回復を目的としつつ高機能化や耐久性向上が伴う場合は、判断が困難となります。

#### ◆資本的支出と修繕費の定義と区分基準

「資本的支出」は固定資産の機能のアップグレードや耐久性を増加させる支出で、取得価額に加算し減価償却を通じて費用化されます。

「修繕費」は固定資産の維持管理や原状回復のための費用で、発生した事業年度の損金算入が可能です。

#### ◆判断が難しい事例：蛍光灯のLED化

LED化による節電効果や耐久性向上から、一見「資本的支出」と考えられるかもしれませんが、しかし、実務では「照明設備」の消耗品の交換とみなし、全体の価値向上とはせず、「修繕費」として処理することが適切です。

#### ◆修繕費として認められる特例

以下の条件を満たす支出は、修繕費として処理することが認められています。

(1)定期的な修理：おおむね3年以内の周期で行われる修理や改良

(2)少額の支出：一回の修理や改良の金額が20万円未満の場合

(3)判断が困難な場合：資本的支出か修繕費か明確でない場合で、その金額が60万円未満、または資産の前年度末取得価額の約10%以下の場合

#### ◆判例にみる資本的支出と修繕費の判断

賃貸マンションの台所・浴室設備全面取替工事が争点となった国税不服審判所の平成26年4月21日の裁決（平成21、22年分の所得税）では、納税者は居住機能回復の修繕と主張するも、既存設備撤去と新設備設置は修繕を超え、資産価値を高め耐久性を増す資本的支出と判断されました。

この裁決は、工事目的が機能回復でも、内容が実質的に資産価値向上なら資本的支出となることを示しています。

## 2025年2月の税務

2月10日

- 1月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

2月28日

- 12月決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
- 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
- 法人の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

## 2025年3月の税務

3月10日

- 2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

3月17日

- 前年分贈与税の申告(2月3日から3月17日まで)
- 前年分所得税の確定申告(2月17日から3月17日まで)
- 所得税確定損失申告書の提出
- 前年分所得税の総収入金額報告書の提出
- 確定申告税額の延納の届出書の提出(延納期限:6月2日)
- 個人の青色申告の承認申請(1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)
- 個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告

- 6月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の3月、6月、9月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(10月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

- 前年分贈与税の申告(2月3日から3月17日まで)

- 前年分所得税の確定申告(2月17日から3月17日まで)

- 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付(2月中において市町村の条例で定める日)

3月31日

- 個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

- 1月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

- 1月、4月、7月、10月決算法人及び個人事業者(前年12月分)の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 法人・個人事業者(前年12月分及び当年1月分)の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

- 7月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

- 消費税の年税額が400万円超の4月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

- 消費税の年税額が4,800万円超の12月、1月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告(11月決算法人は2ヶ月分)<消費税・地方消費税>

## おすすめ書籍のご紹介

### 朝1分、人生を変える小さな習慣



ジャンル	自己啓発・マインド	
著者	リュ・ハンビン	小笠原藤子(訳)
出版社	文響社	
出版日	2025年01月15日	
評点		
総合	3.7	★★★★☆
革新性	3.5	★★★★☆
明瞭性	3.5	★★★★☆
応用性	4.0	★★★★★

本書の著者、リュ・ハンビン氏は韓国のインフルエンサーだ。獣医師として活躍しながら、時間管理や副業に関する情報発信で人気を博している。前著『人生をガラリと変える「帰宅後ルーティン」』を読んだ人も多いだろう。

著者は本書を執筆したきっかけとして、インドネシアの小さな島への旅を挙げている。その島に滞在している間は毎日、沈みゆく夕日を眺める時間をもったそうだ。その景色は筆舌に尽くしがたいものだったという。

夕日を眺める時間は幸せなものだったが、著者はそれを振り返って「飛行機で7時間以上かかる場所に幸せがあるなら、私は年に多くてもたった1回しか幸せになれない」「幸せは探しに行くのではなく、自分のすぐそばで見つけるものだ」としたうえで、今日すぐに試せて、幸せを感じられる1分間のモーニングルーティンを30種類紹介している。

あなたも毎朝1分、本書のルーティンを取り入れて、日々の中にささやかな幸せを作り出してはどうだろう。

◆◆◆気に入った方はぜひ、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社アビーナリーマネジメント  
税理士法人アビーナリーマネジメント  
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091